

鹿嶋市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前						
<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針                      [1]～[5] 略                      [6] 中心市街地活性化の方針 (基本的方向性)                      (1)～(4) 略                      (5) 主要事業                      主要事業①～⑥ 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <b>主要事業⑦</b>   </td> <td>                     事業名: 鹿島神宮宝物館整備事業                      実施時期: 令和2年度～                      (事業概要等)                      鹿島神宮が所蔵する国宝等の宝物を公開する常設展示施設の更新整備(事業主体: 鹿島神宮)。                      (スケジュールについて)                      R2年度～ 整備                      (当該事業により効果が発現する目標指標について)                      ・平休日平均歩行者通行量(R3計測分から効果発現予定)                 </td> </tr> </table> <p>主要事業⑧ 削除</p>	<b>主要事業⑦</b> 	事業名: 鹿島神宮宝物館整備事業 実施時期: 令和2年度～ (事業概要等) 鹿島神宮が所蔵する国宝等の宝物を公開する常設展示施設の更新整備(事業主体: 鹿島神宮)。 (スケジュールについて) R2年度～ 整備 (当該事業により効果が発現する目標指標について) ・平休日平均歩行者通行量(R3計測分から効果発現予定)	<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針                      [1]～[5] 略                      [6] 中心市街地活性化の方針 (基本的方向性)                      (1)～(4) 略                      (5) 主要事業                      主要事業①～⑥ 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <b>主要事業⑦</b>   </td> <td>                     事業名: 鹿島神宮宝物館整備事業                      実施時期: 令和2年度～                      (事業概要等)                      鹿島神宮が所蔵する国宝等の宝物を公開する常設展示施設の更新整備(事業主体: 鹿島神宮)。<u>市が整備する歴史資料館と連携した整備・運営を行う。</u>                      (スケジュールについて)                      R2年度～ 整備                      (当該事業により効果が発現する目標指標について)                      ・平休日平均歩行者通行量(R3計測分から効果発現予定)                 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <b>主要事業⑧</b>   </td> <td>                     事業名: <u>鹿嶋市歴史資料館整備事業</u>                      実施時期: <u>令和3～5年度</u>                      (事業概要等)  <u>鹿嶋市の歴史や文化を保存・展示する施設を整備し、市民の郷土への誇りと愛着を醸成する。文化財保存活動の場となり、市内外へ伝統文化の情報発信を行う。</u>                      (スケジュールについて)  <u>R3年度～ 基礎調査, 設計, 補償等</u>  <u>R4年度～ 整備</u>                      (当該事業により効果が発現する目標指標について)                      ・平休日平均歩行者通行量(R6計測分から効果発現予定)                 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">図. 課題・基本理念・まちなかの将来像・基本方針・目標及び事業の関係イメージ</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>【目標指標2】</b>                      平休日平均歩行者通行量                 </div> <div style="font-size: 2em; margin-top: 10px;">↑</div> </div>	<b>主要事業⑦</b> 	事業名: 鹿島神宮宝物館整備事業 実施時期: 令和2年度～ (事業概要等) 鹿島神宮が所蔵する国宝等の宝物を公開する常設展示施設の更新整備(事業主体: 鹿島神宮)。 <u>市が整備する歴史資料館と連携した整備・運営を行う。</u> (スケジュールについて) R2年度～ 整備 (当該事業により効果が発現する目標指標について) ・平休日平均歩行者通行量(R3計測分から効果発現予定)	<b>主要事業⑧</b> 	事業名: <u>鹿嶋市歴史資料館整備事業</u> 実施時期: <u>令和3～5年度</u> (事業概要等) <u>鹿嶋市の歴史や文化を保存・展示する施設を整備し、市民の郷土への誇りと愛着を醸成する。文化財保存活動の場となり、市内外へ伝統文化の情報発信を行う。</u> (スケジュールについて) <u>R3年度～ 基礎調査, 設計, 補償等</u> <u>R4年度～ 整備</u> (当該事業により効果が発現する目標指標について) ・平休日平均歩行者通行量(R6計測分から効果発現予定)
<b>主要事業⑦</b> 	事業名: 鹿島神宮宝物館整備事業 実施時期: 令和2年度～ (事業概要等) 鹿島神宮が所蔵する国宝等の宝物を公開する常設展示施設の更新整備(事業主体: 鹿島神宮)。 (スケジュールについて) R2年度～ 整備 (当該事業により効果が発現する目標指標について) ・平休日平均歩行者通行量(R3計測分から効果発現予定)						
<b>主要事業⑦</b> 	事業名: 鹿島神宮宝物館整備事業 実施時期: 令和2年度～ (事業概要等) 鹿島神宮が所蔵する国宝等の宝物を公開する常設展示施設の更新整備(事業主体: 鹿島神宮)。 <u>市が整備する歴史資料館と連携した整備・運営を行う。</u> (スケジュールについて) R2年度～ 整備 (当該事業により効果が発現する目標指標について) ・平休日平均歩行者通行量(R3計測分から効果発現予定)						
<b>主要事業⑧</b> 	事業名: <u>鹿嶋市歴史資料館整備事業</u> 実施時期: <u>令和3～5年度</u> (事業概要等) <u>鹿嶋市の歴史や文化を保存・展示する施設を整備し、市民の郷土への誇りと愛着を醸成する。文化財保存活動の場となり、市内外へ伝統文化の情報発信を行う。</u> (スケジュールについて) <u>R3年度～ 基礎調査, 設計, 補償等</u> <u>R4年度～ 整備</u> (当該事業により効果が発現する目標指標について) ・平休日平均歩行者通行量(R6計測分から効果発現予定)						

- 【主な事業】**
- 鹿島神宮周辺再開発事業
  - 鹿島神宮宝物館整備事業
  - 交流センター整備事業
  - 共同駐車場整備事業
  - 鹿島神宮駅前広場リニューアル事業
  - 高速バス鹿島神宮停留所整備事業
  - 観光サイン整備事業
  - ポケットパーク整備事業
  - 門前町地内道路改良事業
  - 地消地産推進事業
  - 鹿島神宮ツアーバス誘致事業等
- 等

2. 中心市街地の位置及び区域  
略

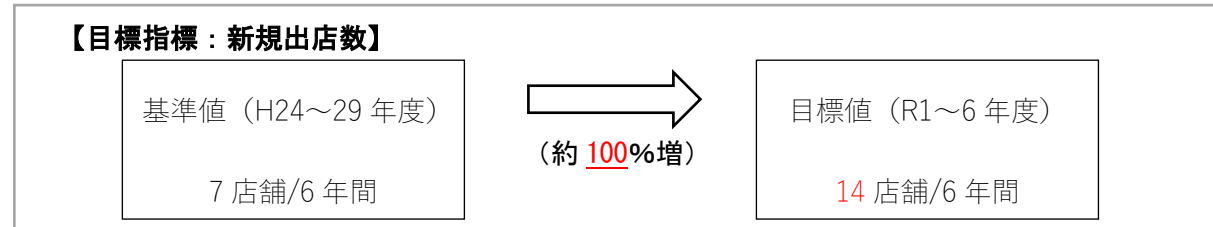
3. 中心市街地の活性化の目標

[1] ~ [2] 略

[3] 目標指標の設定の考え方

(1) 基本方針1：魅力的な商業地の再生を中心とした、市民や周辺地域住民が日常的に訪れたいまちづくり

**重点目標1：人が集う魅力的な商業エリアの再生**に関する目標指標



■新規出店数に関する事業効果

新規出店数の目標は「主要事業①②③によるエリア・リノベーションの展開」により以下施策の効果を積算し、設定する。

〔事業効果〕

- ・まちづくり会社が空き店舗等のオーナーと新規出店を希望する事業者との橋渡しを行う「まちなか空き店舗マッチング事業（主要事業②）」において、平成30年に中心市街地活性化計画区域の内、大町・仲町・角内・桜町の225件の土地・建物所有者を対象としたアンケート調査を行い、8件(土地・建物で異なる権利者から同一地での重複回答を除く)のオーナーから賃貸意向の表明があった。
- ・この結果から、アンケートに回答いただいた2割は関心を持っているオーナーと考えられることから、パレートの法則※を準用し、アンケートに回答いただいた2割の中に、賃貸意向のある空き店舗全数の8割(8件)が存在すると考える。また、アンケート未回収である残り8割の中に、賃貸意向のある空き店舗全数の2割(2件)が存在すると想定すると、リノベーション見込みのある空き店舗数は、合計10件となる。

**空き店舗の掘り起こし件数：10件**

※パレートの法則

- 【主な事業】**
- 鹿島神宮周辺再開発事業
  - 鹿島神宮宝物館整備事業
  - 鹿嶋市歴史資料館整備事業
  - 交流センター整備事業
  - 共同駐車場整備事業
  - 鹿島神宮駅前広場リニューアル事業
  - 高速バス鹿島神宮停留所整備事業
  - 観光サイン整備事業
  - ポケットパーク整備事業
  - 門前町地内道路改良事業
  - 地消地産推進事業
  - 鹿島神宮ツアーバス誘致事業等
- 等

2. 中心市街地の位置及び区域  
略

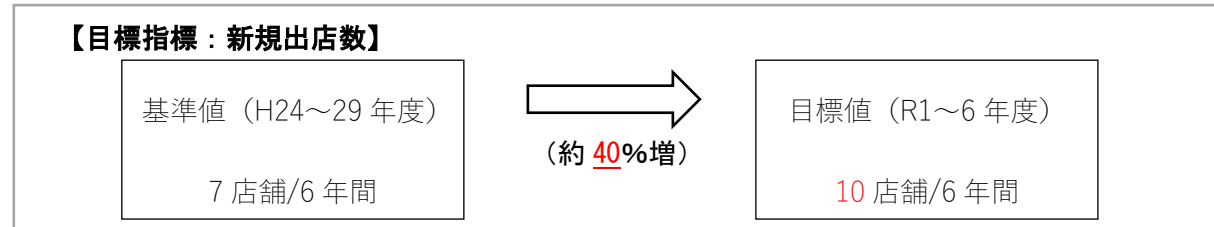
3. 中心市街地の活性化の目標

[1] ~ [2] 略

[3] 目標指標の設定の考え方

(1) 基本方針1：魅力的な商業地の再生を中心とした、市民や周辺地域住民が日常的に訪れたいまちづくり

**重点目標1：人が集う魅力的な商業エリアの再生**に関する目標指標



■新規出店数に関する事業効果

新規出店数の目標は「主要事業①②③によるエリア・リノベーションの展開」により以下施策の効果を積算し、設定する。

〔事業効果〕

- ・まちづくり会社が空き店舗等のオーナーと新規出店を希望する事業者との橋渡しを行う「まちなか空き店舗マッチング事業（主要事業②）」において、平成30年に中心市街地活性化計画区域の内、大町・仲町・角内・桜町の225件の土地・建物所有者を対象としたアンケート調査を行い、8件(土地・建物で異なる権利者から同一地での重複回答を除く)のオーナーから賃貸意向の表明があった。
- ・この結果から、アンケートに回答いただいた2割は関心を持っているオーナーと考えられることから、パレートの法則※を準用し、アンケートに回答いただいた2割の中に、賃貸意向のある空き店舗全数の8割(8件)が存在すると考える。また、アンケート未回収である残り8割の中に、賃貸意向のある空き店舗全数の2割(2件)が存在すると想定すると、リノベーション見込みのある空き店舗数は、合計10件となる。

**空き店舗の掘り起こし件数：10件**

※パレートの法則

経済において、全体の数値の大部分は、全体を構成するうちの一部の要素が生み出しているという理論で、「80:20の法則」や「ばらつきの法則」とも呼ばれる。

- ・ 基準値 7 店舗/6 年間の出店割合は、空き店舗改修による出店が 5 件、空き地での店舗新築による出店が 2 件となっており、空き店舗掘り起し件数が 10 件であると想定すると、空き地での店舗新築による出店は 4 件となる。

$$\text{空き地の掘り起し件数} = \text{空き店舗掘り起し件数} 10 \text{ 件} \times \text{新築} 2 \text{ 件} \div \text{改修} 5 \text{ 件} = 4 \text{ 件}$$

- ・ このうち、まちづくり会社が行う「鹿島神宮門前まちづくり会議（主要事業①）」により、新たなまちの担い手を育成し、新規出店希望者を募る。
- ・ 「まちなか空き店舗マッチング事業（主要事業②）」により、リノベーション見込みのある空き店舗や空き地と新規出店希望者のマッチングを行う。
- ・ マッチング後、「空き店舗リノベーション事業（主要事業③）」や「障がい者店舗等設置事業」を実施することで、新規出店数を 14 店舗と見込む。

《目標》

上記のとおり、14 店舗を計画期間中の新規出店数の目標とする。

目標値（新規出店数）	<u>14</u> 店舗/6 年間
------------	-------------------

(2) 基本方針 2：常陸国一之宮・鹿島神宮を訪れる人々を楽しく滞遊させるための魅力ある観光まちづくり

【設定した目標指標実現のための主な取り組み】

鹿島神宮宝物館 及び 市民交流センターを整備することにより、市民や参拝客が集い日常の文化活動やイベント開催などを行う交流拠点を形成することにより、平休日の歩行者通行量の増加を促す。

■平休日平均歩行者通行量に関する事業

平休日平均歩行者通行量の目標は「主要事業⑤⑦による施設整備や主要事業③による新規店舗の出店、ソフト事業との連携」により、以下施策の効果を積算し、設定する。

〔事業効果〕

- ・ 主要事業⑤「交流センター整備事業」は、市民交流・子育てサポート・ふれあい交流・公園等の機能を併せ持った中心市街地の核となる施設である。平均来館者数の想定として、施設利用計画から約 110 人/日と想定する。

- ・ 【施設利用計画における遊戯室・連携事業室・多目的ホールの利用人数】

$$\text{年間利用者} 35,552 \text{ 人} \div \text{開館日} 312 \text{ 日} \div \text{平均来館者} 110 \text{ 人/日}$$

- ・ 施設利用者が施設を訪れる際、計測地点のいずれかを最低 1 地点往復すると想定し、約 220 人/日の平休日歩行者通行量の増加を見込む。

$$\text{平均来館者} 110 \text{ 人/日} \times 2 \text{ 回 (往復)} \div \text{平均来館者} 220 \text{ 人/日} \dots A$$

- ・ エリア・リノベーションの展開により新規出店する店舗の日平均来店者数を標準店舗モデルから約 30 人/日と想定する。

- ・ 【カフェ業態（席数：12 席）（週休 1 日）】

経済において、全体の数値の大部分は、全体を構成するうちの一部の要素が生み出しているという理論で、「80:20の法則」や「ばらつきの法則」とも呼ばれる。

- ・ このうち、まちづくり会社が行う「鹿島神宮門前まちづくり会議（主要事業①）」により、新たなまちの担い手を育成し、新規出店希望者を募る。
- ・ 「まちなか空き店舗マッチング事業（主要事業②）」により、リノベーション見込みのある空き店舗と新規出店希望者のマッチングを行う。
- ・ マッチング後、「空き店舗リノベーション事業（主要事業③）」や「障がい者店舗等設置事業」を実施することで、新規出店数を 10 店舗と見込む。

《目標》

上記のとおり、10 店舗を計画期間中の新規出店数の目標とする。

目標値（新規出店数）	<u>10</u> 店舗/6 年間
------------	-------------------

(2) 基本方針 2：常陸国一之宮・鹿島神宮を訪れる人々を楽しく滞遊させるための魅力ある観光まちづくり

【設定した目標指標実現のための主な取り組み】

鹿島神宮宝物館の整備に連動して、隣接地に市民交流センター 及び歴史資料館の複合施設 を整備することにより、市民や参拝客が集い日常の文化活動やイベント開催などを行う交流拠点を形成することにより、平休日の歩行者通行量の増加を促す。

■平休日平均歩行者通行量に関する事業

平休日平均歩行者通行量の目標は「主要事業⑤⑦⑧による施設整備や主要事業③による新規店舗の出店、ソフト事業との連携」により、以下施策の効果を積算し、設定する。

〔事業効果〕

- ・ 主要事業⑤「交流センター整備事業」と主要事業⑧「鹿嶋市歴史資料館整備事業」は、地域住民の活動の拠点となる交流センターと市の歴史や文化を保存・展示する歴史資料館の合築による公共複合施設である。平均来館者数の想定として、複合施設の交流部分と同程度の延べ床面積を持つ大野ふれあいセンター（鹿嶋市役所大野出張所・大野まちづくりセンター（公民館）・中央図書館大野分館の 3 つの機能を併せ持った施設）の利用実績から約 200 人/日と想定する。

- ・ 【大野ふれあいセンターにおける多目的ホール・研修室等の利用実績（平成 29 年度）】

$$\text{年間利用者} 62,433 \text{ 人} \div \text{開館日} 311 \text{ 日} \div \text{平均来館者} 200 \text{ 人/日}$$

- ・ 施設利用者が施設を訪れる際、計測地点のいずれかを最低 1 地点往復すると想定し、約 400 人/日の平休日歩行者通行量の増加を見込む。

$$\text{平均来館者} 200 \text{ 人/日} \times 2 \text{ 回 (往復)} \div \text{平均来館者} 400 \text{ 人/日} \dots A$$

- ・ エリア・リノベーションの展開により新規出店する店舗の日平均来店者数を標準店舗モデルから約 30 人/日と想定する。

- ・ 【カフェ業態（席数：12 席）（週休 1 日）】



多客日(土日休日)：営業時間6h／平均滞留時間1h×12席=72人

閑散日(平日)：歩行者通行量調査(平日1226人、休日5294人)より、休日の1/4=18人

平均来店者≒{(18人×4日)+(72人×2日)}÷7日≒30人/日

- 新規店舗は14店舗を想定していることから、延べ来店者数は約420人/日となるが、複数店舗の買い回りにより正味の増加客数は1/3程度の約140人/日と想定される。この140人が計測地点のいずれかを最低1地点往復すると想定し、約280人/日の平休日歩行者通行量の増加を見込む。

延べ来店者数420人×1/3×2回(往復)≒280人/日…B

- 既存の鹿島神宮宝物館は、平成30年5月より休館しており、主要事業⑦により再築されることになっている。主要事業⑦「鹿島神宮宝物館整備」による来館者は、鹿島神宮入込客数に包括されており、主要事業⑦の整備効果により、鹿島神宮入込客数の増加傾向は継続されると考える。増加割合として、平成23年度から28年度の実績を参考に5年間で16%の増加を想定すると、約215千人/年の参拝客増加となり、日平均で約600人の増加となる。この600人の1/3程度の約200人が門前町に流れ、いずれかの計測地点を最低1回、往復すると想定し、約400人の平休日平均歩行者通行量増加を見込む。

鹿島神宮入込客増加割合=平成23年(1,152千人/年)、平成28年(1,341千人/年)=16%

参拝客増加人数=1,341千人×16%≒215千人/年≒600人/日

参拝客増加人数600人×1/3×2回カウント≒400人/日…C

- 「まちなか起業支援事業」の展開により、中心市街地で新たに開設される事業所の従業員数を標準事業所モデルから1事業所あたり約25人/日と想定する。

- 【事業所(標準床面積250㎡)(土日祝日は休業)】

従業員数：標準床面積250㎡÷一人当たりの床面積10㎡=25人

- 1事業所の従業員25人が、通勤時・昼食時(往復)・帰宅時に計測地点を1回通過すると約100人/日となり、新たに開設される事業所を2件と想定した場合、約200人/日となるが、土日祝日が休業となることを想定すると、歩行者通行量は1/2となるため、約100人/日の平休日歩行者通行量の増加を見込む。

1事業所100人×2事業所÷2(平日のみ)≒100人/日…D

その他、歩行者通行量の増加に寄与する事業として、新たな土地利用推進を図る「鹿島神宮周辺地区再開発事業(主要事業④)」、鹿島神宮をはじめ周辺施設や商店街店舗利用者が利用する駐車場を整備することで、観光客のみならず市内や周辺地域からの来街者数増加に寄与する「共同駐車場整備事業(主要事業⑥)」を実施する。

□事業効果まとめ

- ・ Aによる平休日平均12時間歩行者通行量の増加数 220人
- ・ Bによる平休日平均12時間歩行者通行量の増加数 280人
- ・ Cによる平休日平均12時間歩行者通行量の増加数 400人
- ・ Dによる平休日平均12時間歩行者通行量の増加数 100人

計1,000人

4. 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 略

(2) 都市福利施設の整備の必要性

常陸国一之宮として知られる鹿島神宮は本市の最大の交流資源であり、年間約130万人の参拝客を誇るものの、

多客日(土日休日)：営業時間6h／平均滞留時間1h×12席=72人

閑散日(平日)：歩行者通行量調査(平日1226人、休日5294人)より、休日の1/4=18人

平均来店者≒{(18人×4日)+(72人×2日)}÷7日≒30人/日

- 新規店舗は10店舗を想定していることから、延べ来店者数は約300人/日となるが、複数店舗の買い回りにより正味の増加客数は1/3程度の約100人/日と想定される。この100人が計測地点のいずれかを最低1地点往復すると想定し、約200人/日の平休日歩行者通行量の増加を見込む。

延べ来店者数300人×1/3×2回(往復)≒200人/日…B

- 既存の鹿島神宮宝物館は、平成30年5月より休館しており、主要事業⑦により再築されることになっている。主要事業⑦「鹿島神宮宝物館整備」による来館者は、鹿島神宮入込客数に包括されており、主要事業⑦の整備効果により、鹿島神宮入込客数の増加傾向は継続されると考える。増加割合として、平成23年度から28年度の実績を参考に5年間で16%の増加を想定すると、約215千人/年の参拝客増加となり、日平均で約600人の増加となる。この600人の1/3程度の約200人が門前町に流れ、いずれかの計測地点を最低1回、往復すると想定し、約400人の平休日平均歩行者通行量増加を見込む。

鹿島神宮入込客増加割合=平成23年(1,152千人/年)、平成28年(1,341千人/年)=16%

参拝客増加人数=1,341千人×16%≒215千人/年≒600人/日

参拝客増加人数600人×1/3×2回カウント≒400人/日…C

その他、歩行者通行量の増加に寄与する事業として、新たな土地利用推進を図る「鹿島神宮周辺地区再開発事業(主要事業④)」、鹿島神宮をはじめ周辺施設や商店街店舗利用者が利用する駐車場を整備することで、観光客のみならず市内や周辺地域からの来街者数増加に寄与する「共同駐車場整備事業(主要事業⑥)」を実施する。

□事業効果まとめ

- ・ Aによる平休日平均12時間歩行者通行量の増加数 400人
- ・ Bによる平休日平均12時間歩行者通行量の増加数 200人
- ・ Cによる平休日平均12時間歩行者通行量の増加数 400人

計1,000人

4. 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 略

(2) 都市福利施設の整備の必要性

常陸国一之宮として知られる鹿島神宮は本市の最大の交流資源であり、年間約130万人の参拝客を誇るものの、地域

地域の資源としての活用の面では立ち遅れている。こうした状況を改善するため、鹿島神宮では老朽化した宝物館の更新整備を進めている。また、中心市街地には、地域住民が日常的に利用できる公共施設や集いの場が少ないことが課題となっており、子どもや若者、高齢者の居場所の不足がにぎわいの低下に繋がっている面もあることから、市民の活動や日常の集いの場となるような、市民交流センターを整備とすることや、市街地内に点在する遊休不動産のリノベーションによる小規模で多様な集いの場の創出等が課題となっている。

中心市街地のうち、特に門前町では住民の高齢化や人口の減少が目立ち、空き店舗や空き家発生に繋がっている。中心市街地を住み続けられる場所とするために、他分野の施策と連携をとりながら、地域の福利の向上に努めていく必要がある。

[2] 具体的事業の内容

- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
削除				
【事業名】 9. ミニ博物館運営事業	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ② 略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 11. 鹿島神宮宝物館整備事業	鹿島神宮	従前の宝物館（取り壊し済）は、国宝・重要文化財等の貴重な収蔵品を展示していたものの、展示内容に魅力が欠け、来館者が少ない施設となっていた。今回、新たに建設される宝物館は、民間事業として整備され、周辺に整備される駐車場やアクセスなども考慮し	【支援措置】 ○重要文化財等（美術工芸品・民俗文化財）保存活用整備事業〔文部科学省〕  【実施時期】 R2年度～	新規

地域の資源としての活用の面では立ち遅れている。こうした状況を改善するため、鹿島神宮では老朽化した宝物館の更新整備を進めており、これに合わせて地域に伝えられた文化財や歴史資料を保存、展示し、地域の魅力を発信する施設を整備することが課題となっている。また、中心市街地には、地域住民が日常的に利用できる公共施設や集いの場が少ないことが課題となっており、子どもや若者、高齢者の居場所の不足がにぎわいの低下に繋がっている面もあることから、鹿嶋市歴史資料館の整備にあたっては、市民の活動や日常の集いの場となるような、市民交流センター機能との合築整備とすることや、市街地内に点在する遊休不動産のリノベーションによる小規模で多様な集いの場の創出等が課題となっている。

中心市街地のうち、特に門前町では住民の高齢化や人口の減少が目立ち、空き店舗や空き家発生に繋がっている。中心市街地を住み続けられる場所とするために、他分野の施策と連携をとりながら、地域の福利の向上に努めていく必要がある。

[2] 具体的事業の内容

- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 7. 鹿嶋市歴史資料館整備事業	鹿嶋市	地域を活性化していくためには、まずは市民が地域を知り、魅力を発見し、発信していくことが必要であり、歴史資料館はその拠点として活用されることが期待されている。 観光振興の面で見れば、本施設はこれまで鹿島神宮以外の立ち寄りスポットが少なかった神宮周辺の観光拠点として、観光客の滞在時間の延長に寄与すること、門前町と神宮の中間にあって、地域の全体のにぎわいづくりに寄与する拠点となることが期待されている。 本事業は、これまで顔の見えにくかった神宮門前町に核となる施設を整備することを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕  【実施時期】 R3年度～R5年度	新規
【事業名】 9. ミニ博物館運営事業	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ② 略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 11. 鹿島神宮宝物館整備事業	鹿島神宮	従前の宝物館（取り壊し済）は、国宝・重要文化財等の貴重な収蔵品を展示していたものの、展示内容に魅力が欠け、来館者が少ない施設となっていた。今回、新たに建設される宝物館は、民間事業として歴史館に隣接して整備され、周辺に整備される駐車場やアク	【支援措置】 ○重要文化財等（美術工芸品・民俗文化財）保存活用整備事業〔文部科学省〕  【実施時期】 R2年度～	新規

		た位置づけにより、参拝客の滞在時間延長に繋がることが期待されることから、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。		
--	--	---	--	--

- (4) 略  
 6. 略  
 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) ~ (2) ②略  
 (3)

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 23. かみの市支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 24. まちなか起業支援事業  【内容】 新たに起業した事業者に対して、地域の企業や生産者とのネットワークづくりや、セミナーの開催、相談業務などを行う事業  【実施時期】 H27年度～	鹿嶋市商工会	中心市街地において創業や事業継承・多角化等による第二創業を検討する企業に対し、商工会が創業支援事業計画に基づき既存の支援制度に上乗せして行う事業である。 市内企業や生産者とのネットワークづくり、セミナーの開催や相談等の支援を通じて中心市街地における経済活動の活性化を図ることを目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」及び目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 ○創業支援事業補助金〔経済産業省〕  【実施時期】 H27年度～R <u>8</u> 年度	

- (4) 略  
 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項  
 [1] ~ [2] 略

		セスなども考慮した位置づけにより、参拝客の滞在時間延長に繋がることが期待されることから、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。		
--	--	---	--	--

- (4) 略  
 6. 略  
 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

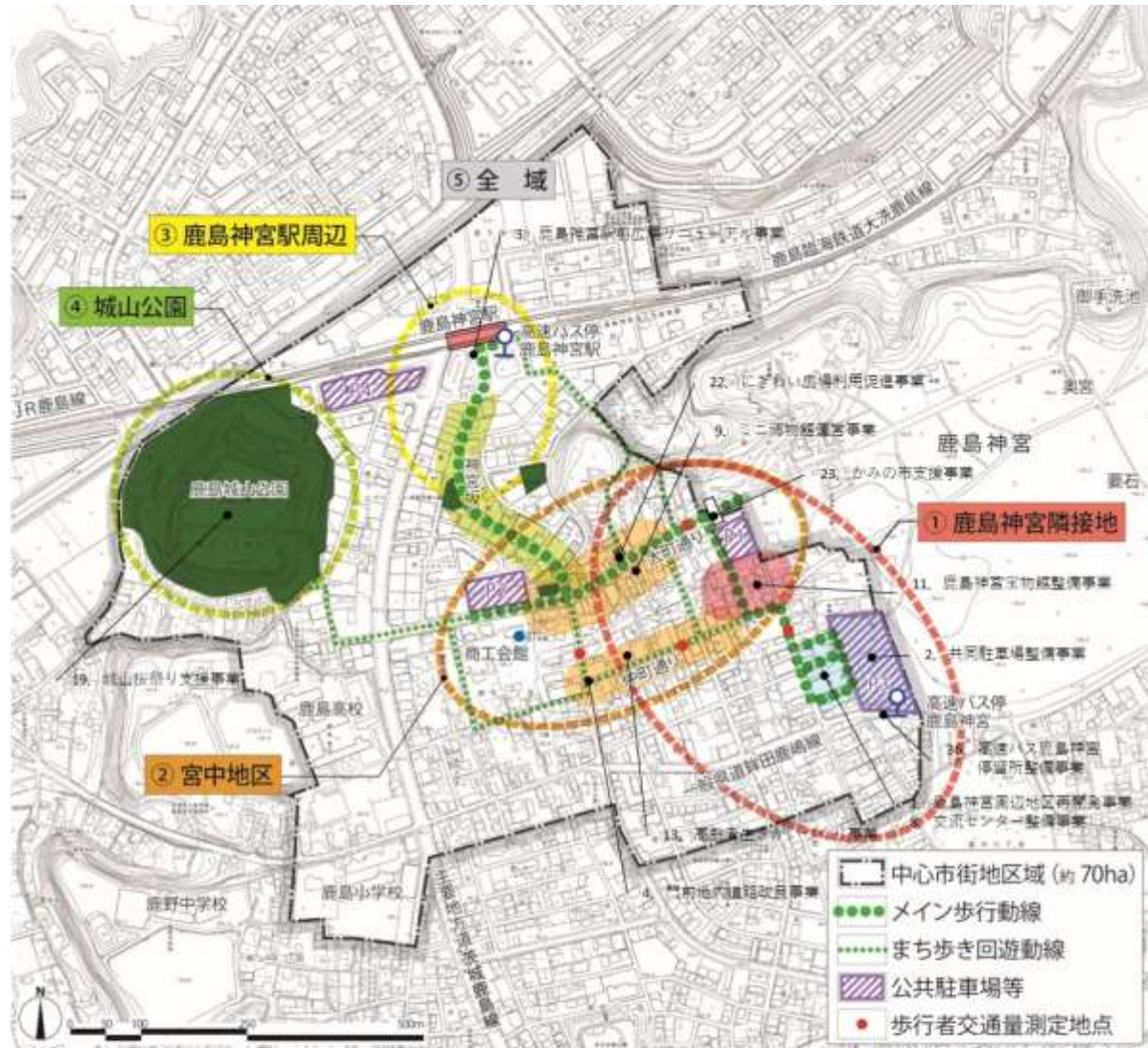
- [1] 略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) ~ (2) ②略  
 (3)

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 23. かみの市支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 24. まちなか起業支援事業  【内容】 新たに起業した事業者に対して、地域の企業や生産者とのネットワークづくりや、セミナーの開催、相談業務などを行う事業  【実施時期】 H27年度～	鹿嶋市商工会	中心市街地において創業や事業継承・多角化等による第二創業を検討する企業に対し、商工会が創業支援事業計画に基づき既存の支援制度に上乗せして行う事業である。 市内企業や生産者とのネットワークづくり、セミナーの開催や相談等の支援を通じて中心市街地における経済活動の活性化を図ることを目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 ○創業支援事業補助金〔経済産業省〕  【実施時期】 H27年度～R <u>3</u> 年度	

- (4) 略  
 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項  
 [1] ~ [2] 略



◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



- 主に中心市街地全域で想定される事業
- 6. 観光サイン整備事業
  - 10. 障がい者店舗等設置事業
  - 12. 鹿島神宮周辺地区・地区計画景観整備事業
  - 14. 若年世帯定住促進事業
  - 16. 空き店舗リノベーション事業（空き店舗への新規出店）
  - 17. 提案制度によるにぎわいづくり（共創のまちづくり）事業
  - 18. チャレンジショップ支援事業
  - 21. まちなか空き店舗マッチング事業
  - 24. まちなか起業支援事業
  - 25. 地消地産推進事業
  - 26. 鹿島神宮門前まちづくり会議
  - 28. アントラースサポーターまちなか誘導事業
  - 29. 特産品・土産品開発事業
  - 30. 商い元気塾支援事業
  - 33. 鹿島神宮ツアーバス誘致事業
  - 35. お祭り支援事業（下座連育成事業）
  - 37. 道路空間等活用にぎわいづくり事業

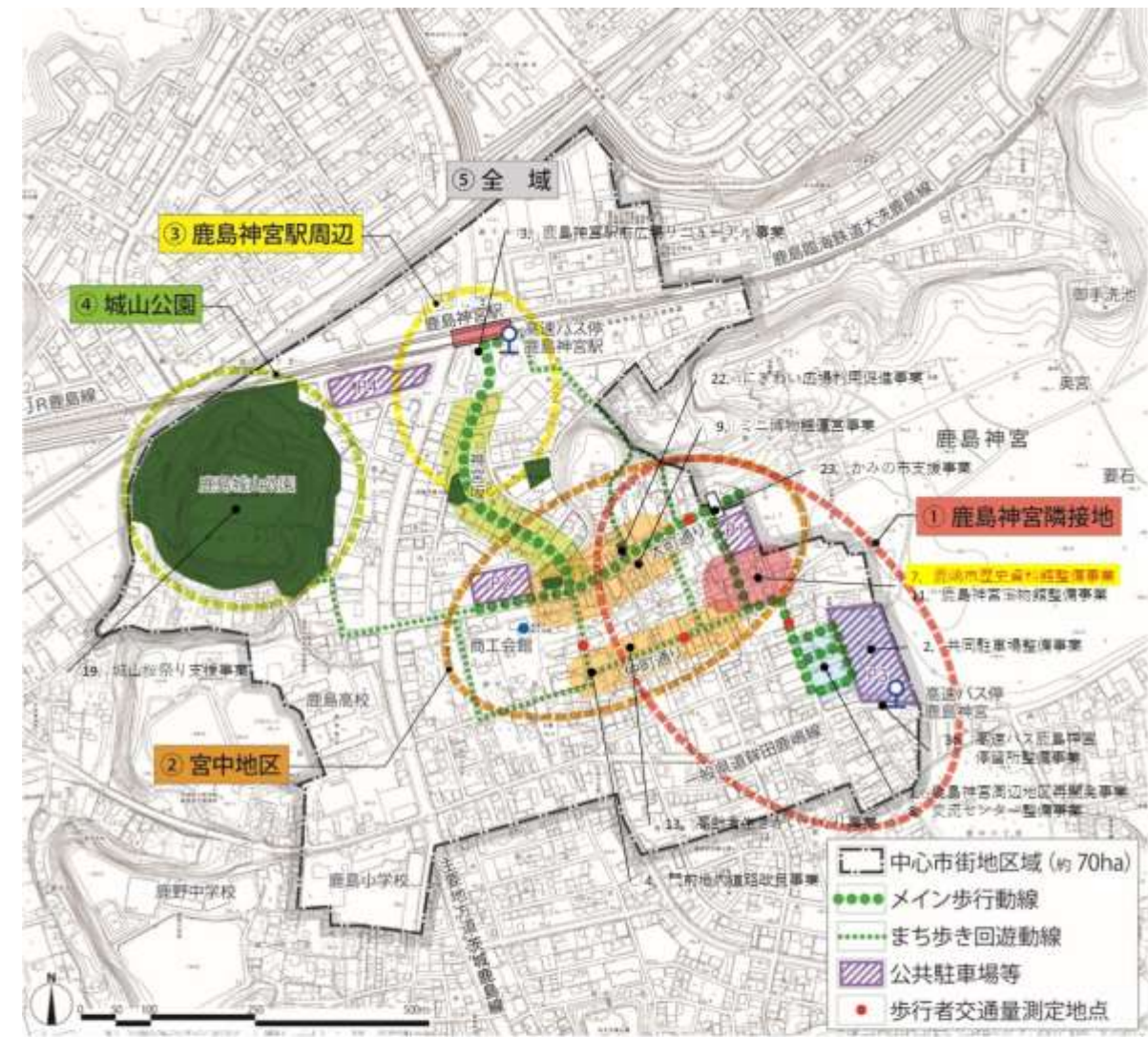
- ①鹿島神宮隣接地②宮中地区で想定される事業
- 5. ポケットパーク整備事業
  - 20. 共同店舗整備推進事業
  - 27. 宮中ふるさと市支援事業
  - 31. 鹿嶋ふるさとガイド育成事業
  - 32. 鹿嶋神の道の運営支援事業
  - 34. かしま商工夏まつり支援事業

- ③鹿島神宮駅周辺で想定される事業
- 15. 鹿島神宮駅及び神宮坂花いっぱい運動支援事業
  - 38. 公共交通利用促進事業（まちなか交通誘導事業）

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- [1] 略
  - [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
    - (1) 略
    - (2) 構成員及び開催状況

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会会員名簿（令和4年7月27日時点）

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



- 主に中心市街地全域で想定される事業
- 6. 観光サイン整備事業
  - 10. 障がい者店舗等設置事業
  - 12. 鹿島神宮周辺地区・地区計画景観整備事業
  - 14. 若年世帯定住促進事業
  - 16. 空き店舗リノベーション事業（空き店舗への新規出店）
  - 17. 提案制度によるにぎわいづくり（共創のまちづくり）事業
  - 18. チャレンジショップ支援事業
  - 21. まちなか空き店舗マッチング事業
  - 24. まちなか起業支援事業
  - 25. 地消地産推進事業
  - 26. 鹿島神宮門前まちづくり会議
  - 28. アントラースサポーターまちなか誘導事業
  - 29. 特産品・土産品開発事業
  - 30. 商い元気塾支援事業
  - 33. 鹿島神宮ツアーバス誘致事業
  - 35. お祭り支援事業（下座連育成事業）
  - 37. 道路空間等活用にぎわいづくり事業

- ①鹿島神宮隣接地②宮中地区で想定される事業
- 5. ポケットパーク整備事業
  - 20. 共同店舗整備推進事業
  - 27. 宮中ふるさと市支援事業
  - 31. 鹿嶋ふるさとガイド育成事業
  - 32. 鹿嶋神の道の運営支援事業
  - 34. かしま商工夏まつり支援事業

- ③鹿島神宮駅周辺で想定される事業
- 15. 鹿島神宮駅及び神宮坂花いっぱい運動支援事業
  - 38. 公共交通利用促進事業（まちなか交通誘導事業）

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- [1] 略
  - [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
    - (1) 略
    - (2) 構成員及び開催状況

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会会員名簿（令和2年5月29日時点）



事業所名・団体名	役職	根拠法令	備考
まちづくり鹿嶋(株)	代表取締役	第15条第1項	
鹿嶋市観光協会	会長	第15条第8項	
鹿嶋アントラーズFC	副社長	第15条第4項	
(株)常陽銀行鹿嶋支店	支店長	第15条第8項	
鹿嶋神宮	権宮司	第15条第8項	
鹿嶋市商工会	会長	第15条第1項	
鹿嶋市	政策企画部長	第15条第4項	
大里駐車場	代表	第15条第4項	
樹林	代表	第15条第4項	
(株)鈴章	代表	第15条第4項	
(株)コウケン	代表取締役	第15条第4項	
鹿嶋神の道	代表	第15条第4項	
鹿嶋市観光協会	事務局長	第15条第8項	
鹿嶋市商工会	事務局長	第15条第1項	
鹿嶋市宮中地区商店会連合会	会長	第15条第4項	
新町商店会	会長	第15条第4項	
大町商店会	会長	第15条第4項	
仲町商店会	会長	第15条第4項	
サンロード鹿嶋		第15条第4項	
(株)古保里	代表	第15条第4項	
(独)中小企業基盤整備機構関東本部地域振興部		第15条第7項	アドバイザー
茨城県産業戦略部中小企業課	課長	第15条第7項	アドバイザー

図. 協議会の組織構成 略

表. 部会の構成 略

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会開催状況

年月日	内 容
(略)	(略)
令和4年2月28日	令和3年度第2回 鹿嶋市中心市街地活性化協議会 ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の変更について ・鹿嶋市中心市街地活性化の未来ビジョンの提言について ・大学連携による鹿嶋の未来ビジョンの提案
令和4年7月27日	第4回 鹿嶋市中心市街地活性化協議会 ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の説明について ・鹿嶋市中心市街地活性化の広域未来ビジョンの策定について
令和5年2月10日	第5回 鹿嶋市中心市街地活性化協議会 ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の変更について ・鹿嶋市中心市街地活性化の未来ビジョンの修正について

(3)～(5) 略

[3] 略

10. [1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に向けて行う事業は以下のとおりである。

事業所名・団体名	役職	根拠法令	備考
(株)常陽銀行鹿嶋支店	支店長	第15条第8項	
鹿嶋市商工会	会長	第15条第1項	
JA なめがたしおさい	代表理事専務	第15条第8項	
大里駐車場	代表	第15条第4項	
鹿嶋灘漁業協同組合	代表理事組合長	第15条第8項	
新町区	区長	第15条第4項	
笹本石材(株)	代表	第15条第4項	
(株)鈴章	代表	第15条第4項	
鹿嶋市観光協会	会長	第15条第8項	
鹿嶋アントラーズFC	取締役事業部長	第15条第4項	
(株)コウケン	代表取締役	第15条第4項	
鹿嶋神宮	権宮司	第15条第8項	
(株)新仲家	代表取締役	第15条第4項	
仲町区	区長	第15条第4項	
角内区	区長	第15条第4項	
鹿嶋市	政策企画部長	第15条第4項	
まちづくり鹿嶋(株)	代表取締役	第15条第1項	
樹林	代表	第15条第4項	
鹿嶋神の道	代表	第15条第4項	
(独)中小企業基盤整備機構関東本部地域振興部		第15条第7項	オブザーバー
茨城県産業戦略部中小企業課	課長	第15条第7項	オブザーバー

図. 協議会の組織構成 略

表. 部会の構成 略

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会開催状況

年月日	内 容
(略)	(略)
令和4年2月28日	令和3年度第2回 鹿嶋市中心市街地活性化協議会 ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の変更について ・鹿嶋市中心市街地活性化の未来ビジョンの提言について ・大学連携による鹿嶋の未来ビジョンの提案
新規追加	
新規追加	

(3)～(5) 略

[3] 略

10. [1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に向けて行う事業は以下のとおりである。



【市街地を整備改善するための事業】 略

【都市福利施設を整備するための事業】

- 交流センター整備事業
- ミニ博物館運営事業（継続）
- 障がい者店舗等設置事業
- 鹿島神宮宝物館整備事業
- 鹿島神宮駅及び神宮坂花いっぱい運動支援事業

【まちなか居住を推進するための事業】 略

【商業活性化のための事業】 略

【4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業】 略

11. ～12. 略

【市街地を整備改善するための事業】 略

【都市福利施設を整備するための事業】

- 鹿嶋市歴史資料館整備事業
- 交流センター整備事業
- ミニ博物館運営事業（継続）
- 障がい者店舗等設置事業
- 鹿島神宮宝物館整備事業
- 鹿島神宮駅及び神宮坂花いっぱい運動支援事業

【まちなか居住を推進するための事業】 略

【商業活性化のための事業】 略

【4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業】 略

11. ～12. 略